

人権擁護委員の皆さんを紹介します

問 社会福祉課 ☎(55)71115

人権擁護委員はあなたの街の身近な相談パートナーです。地域の方からの人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。お気軽にご相談ください。  
(敬称略)

【佐屋地区】

近藤裕重・真野一恵・三宅明彦・山田彰子

【立田地区】

濱田恵美子

【八開地区】

加藤貞夫・加藤信行

【佐織地区】

浅井典恵・山内潔・山田雄司・若山壽雄

都市計画変更案

「名古屋都市計画生産緑地地区」縦覧  
問 都市計画課 ☎(55)7126

▼縦覧／都市計画課窓口で4月7日(水)～21日(水)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

▼その他／都市計画法第17条第2項の規定に基づき、市民および利害関係人の方は、意見を提出することができます。意見書は問い合わせ先へ。縦覧期間中必着。

愛西市社協佐織地域包括支援センターの電話番号をお知らせします

問 地域包括支援センター ☎(55)71117

4月1日(木)から愛西市社協佐織地域包括支援センターが開設されました。電話番号が決まりましたのでお知らせします。

【愛西市社協佐織地域包括支援センター】  
☎(23)0988

愛西市防災ハンドブック(ハザードマップ)を作成しました

問 危機管理課 ☎(55)7130

市で起こり得る災害の危険性を理解し、災害時に正しい避難行動をとれるようにするため、この度、災害時の基本をとりまとめた「愛西市防災ハンドブック(ハザードマップ)」を作成しました。

いつ、どこで起きるかわからない自然災害に対して、日ごろから準備しておくことや、正しい知識を得ることは大切なことです。

ご家族や地域の皆様で、防災についての話し合いを行う際などに是非ご利用ください。

家庭ごみ分別早見表を改定しました

問 環境課 ☎(55)7114

令和3年3月に家庭ごみ分別早見表を改定しました。今回は内容を大幅に変更しました。今までの早見表は破棄していただき今回更新したものをご利用ください。



## 高齢者安全運転支援装置の設置費補助制度が延長になりました！

令和2年度限りで実施していた65歳以上を対象にした後付けの「安全運転支援装置」の購入・設置に対する補助制度が、国・県の事業延長に伴い、令和3年度まで延長になりました。

(お一人様につき1台(回)限りで令和2年度に設置した方は除きます。)

▶申請期間／4月1日(木)～令和4年2月28日(月)

▶主な補助対象者要件／次の要件を全て満たす必要があります。

- ・市内に住所を有し、令和3年度中に満65歳以上となる者
- ・有効期限内の自動車運転免許証を保有している者
- ・自動車税および市税の滞納がない者
- ・非営利かつ自ら使用する自動車に、令和3年4月1日以降に安全運転支援装置を設置した者 など

▶補助対象自転車／次の要件を全て満たす必要があります。

- ・自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されていて、「使用者の氏名または名称」欄に申請者の氏名が記載されているもの
- ・安全装置が設置可能で、個人の用途に供するもの

▶補助対象の安全運転支援装置／国土交通省の性能認定を受けた後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置

※(一社)次世代自動車振興センターが認定し、かつ県内の認定取扱事業者で設置する必要があります。

▶補助金額／装置の購入設置にあたって負担した額の5分の4(1,000円未満切り捨て)

◎上限金額：障害物検知機能付き 32,000円、障害物検知機能なし 16,000円

※設置に際して行った自動車の故障個所の修理や改造に係る経費は除きます。

▶申請方法／安全運転支援装置の設置日から3か月を経過する日または令和4年2月28日(月)のいずれか早い日までに、以下の書類などを危機管理課または各支所へご提出ください。

申請書兼実績報告書(※)、安全運転支援装置販売・設置証明書(認定取扱事業者が発行(※))、補助金交付請求書(※) 運転免許証の写し、車検証の写し、領収証・レシートの写し、自動車税の納付が確認できるもの、通帳の写し(銀行名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人のわかるページ)  
(※)窓口で配布または市ホームページからダウンロード可

問 危機管理課 ☎(55)7130